

平成二十七年六月十日発行
皇學館論叢第四十八卷第三号
抜刷

千秋輝季の伝記的研究

伊
藤
信
吉

皇學館論叢 第四十八卷第三号
平成二十七年六月十日

千秋輝季の伝記的研究

伊藤信吉

□ 要 旨

千秋輝季は室町幕府奉公衆として足利義輝・義昭に仕え、後に明智光秀に従軍して討死を遂げた戦国時代の武将である。熱田大宮司家千秋氏は奉公衆として室町幕府に出仕したが、室町時代後期に高季・晴季・輝季と続く奉公衆家と季國以降の大宮司家に家系が分れる。千秋高季は平野社務平野卜部兼永の子を養子（千秋晴季）とし、晴季の子が輝季である。筆者は既に別稿において輝季に関する基礎的研究を行い、更に輝季が上泉信綱に師事して新陰流兵法を修めたことを明らかにした。そこで課題として残した輝季の伝記的研究を本稿で論じる。輝季は足利義輝・義昭二代に仕え、足利義昭と織田信長が対立すると、織田方の明智光秀に従軍して足利方の今堅田城を攻めた際に討死した。この輝季の討死は、累代の奉公衆家千秋刑部少輔家の当主、輝季が足利將軍家を離反したことを意味し、遺族となった千秋晴季（月斎）もまた京都追放後の義昭に従った形跡も見当たらないことから、輝季の参戦・討死を以て熱田大宮司を輩出した奉公衆千秋刑部少輔家の奉公衆勤仕は一応の終結をみたと指摘できる。

□ キーワード

熱田大宮司 奉公衆 千秋輝季 明智光秀

一、はじめに

以前筆者は千秋輝季の編年史料集を作成し、一族関係の整理、諱・官途や年齢の推定などの基礎的考察を行った。⁽¹⁾その成果によると、千秋輝季の生年は不詳、没年は元龜四年（天正元年・一五七三）であり、享年は三十歳前後（前後五歳程度の幅）と推測される。当初「次郎」を称したが、従五位下・左近将監を経て従五位上・刑部少輔に叙任された。父は室町幕府奉公衆・千秋晴季（月齋）、兄弟に小泉太郎左衛門尉がおり、妻は清原業賢の息女で、千秋晴季の実父は平野社預・三位平野卜部兼永である。熱田大宮司家の流れを汲む千秋家は室町期に熱田大宮司を輩出し、一族は室町幕府奉公衆として幕府に累代出仕した。輝季は永祿二〜四年頃には足利義輝の奉公衆、永祿六年には申次として活動しており、節朔衆としても殊遇され、義輝弑逆後は父・千秋月齋と共に足利義昭に従っている。元龜年間には明智光秀との交流が窺われる。元龜四年二月、足利義昭と織田信長の対立により、柴田勝家・明智光秀等は足利方の近江国今堅田城を攻めるが、その際千秋輝季は光秀に従軍して討死を遂げる。輝季夫人もまた若くして没した様である。

輝季は上泉信綱より新陰流兵法を学び、師匠である上泉信綱の位階昇進に協力し、元天台座主であった応胤親王の御前や太奏真珠院などで、信綱と共に兵法の演武を行っている。⁽²⁾この様に輝季の基礎的研究と上泉信綱との関係に特化した研究を行ったが、冒頭で述べた様に輝季の伝記的研究を課題として残した。よって本稿末の「千秋輝季編年史料集」⁽³⁾（以下、単に「史料集」と表記、引用の史料番号を【】に表記）を基礎史料とし輝季の生涯を通覧する。

二、千秋輝季の生涯

足利義輝在世期

輝季の確実な初見は永祿元年（一五五八）十二月の叙爵の記事で【2】、この時期の叙爵は永祿元年十一月に足利義輝が三好長慶と和睦し五年ぶりに入京したこととの関連性が指摘できる。拙稿で述べた様に、永祿元年頃には父千秋晴季が剃髪しており、永祿二年頃の幕臣歴名であろう「室町家日記別録」には千秋月齋・輝季の名は無く、ほぼ近い時期の幕臣歴名である「貞助記」には二番衆に「千秋次郎」が記載されるから、足利義輝の動向に連動しつつ、この時期に奉公衆千秋家の世代交代が認められる。

永祿二年（一五五九）には「節朔衆千秋」とあり【4】、晴季（月齋）の剃髪を引退とすれば、輝季もまた節朔衆として殊遇を得ていた可能性が高い。永祿六・七年頃の幕臣歴名には、義輝の申次職として輝季が記載されるが【7】、既に永祿四年（一五六二）の義輝の三好邸御成に際して輝季の側近としての活動が窺われる【5】。

永祿八年（一五六五）に足利義輝が弑逆され多数の義輝近臣が討死するが、この時の輝季の動向は不明で、恐らく將軍御所には不在であったと推測される。義輝の遺臣達は、細川藤孝の様に足利義昭を奉じて離京する者、足利義栄や三好氏の勢力に与して在京する者、中立的立場の者、在京しながらも義昭と通じる者など、岐路に立たされている。

足利義昭上洛以前

義輝弑逆後、遺臣達に奉戴された義昭は諸侯を頼って諸国を渡り、最終的に織田信長に推戴され上洛を果たすが、

この流浪の間に形成された義昭家臣歴名が「永祿六年諸役人附」の後半部分と言われ⁵⁾、その中に月齋・輝季（左近将監）共に記載されるから、父子が義昭に随伴して諸国を転じたものか、在京しながら義昭に通じていたのかは明確ではないが、千秋父子は足利義榮ではなく義昭に従ったことが判る。木下昌規氏は義昭期に申次などの活動が伺える人物の一覧表を作成して千秋月齋の動向を義昭上洛以前は在京と把握している様であるが、一覧表という性質上からか、根拠史料は挙げられていない⁶⁾。ここでは特に義輝弑逆後から義昭上洛以前の月齋の動向を考えてみる。月齋の在京を証明するには、義昭在国中の期間に在京の公家日記等に月齋との交流記事が頻出するか、在京そのものを示した史料を挙げるか、逆に義昭に確実に随行しなかったという史料を挙げる等の方法が考えられる。月齋・輝季が公家の日記等に記載されていたとしても、短期間・一定期間の在京とも考えられて確定し難い。管見では月齋・輝季の在京在国を確定できないが、参考として「兼右卿記」に記載された兼右と月齋との交流に注目しておきたい。

千秋月齋の従兄弟吉田兼右の日記「兼右卿記」は、永祿元年（五月以降）～三年と、この義昭在国中の永祿九年・十年（一～九月）・十一年（一～九月）そして義昭上洛後の永祿十二年（一～六月）の記録が翻刻されている⁷⁾。永祿元年（一五五八）頃は千秋晴季が剃髪し、輝季が叙爵して義輝に出仕しており、この頃、月齋は在京している。「兼右卿記」は永祿元年正月の記録自体を欠いており、永祿二年（一五五九）一月九日条・三年（一五六〇）一月七日条には年始の礼として月齋が兼右を訪問している記事があり、月齋の兼右への年始の礼の時期は正月上旬が恒例であった。

しかし義昭が在国した永祿九・十年には年始の礼も含め月齋の記録は見当たらない。しかし永祿十一年正月四日には月齋の兼右への年始の礼が記録され、この年の九月に義昭が入京し十月に征夷大將軍に就任する。翌永祿十二年（一五六九）正月五日に三好勢が義昭の居所本國寺を包囲するが、この様な事情から当年の月齋の兼右への年始の礼

は取止められたものと考えられる。

三月一日に兼右は月斎を通じて義昭に頭巾着用御免を請願しており、両者の交流は続いている。^⑧ 兼右は頭巾着用願や、石清水八幡宮清祓警護の請願【17】に關して月斎を義昭の取次としている様に、兼右と月斎の一族の協力関係は維持されているのに、義昭在国中は「兼右卿記」に月斎と兼右の交流が殆ど見られない。義昭上洛の年である永禄十一年を除き、永禄九年～十年の義昭在国期の、月斎の兼右への恒例の年始の礼が記録されていないことを鑑みると、月斎・輝季父子が義昭に随行していたことの微証とも見られるが、在国中の義昭に近習している史料も管見には及ばないので、父子の動向は今のところ確定できない。

尚、足利義昭の朝倉邸御成に際して辻固警護に千秋因幡守・千秋左京亮が、御能役者次第に千秋又三郎・千秋和泉の名が挙がっているが、この一族は『鯖江市史』でもこれらは奉公衆千秋氏の流を汲む越前千秋氏の末裔と把握している様である。^⑨ この朝倉氏に与した越前千秋家、京都の奉公衆千秋刑部少輔家、尾張の熱田大宮司千秋家の一族間の連携・交流については中世熱田大宮司研究の課題となろう。

足利義昭上洛後

奉公衆であった月斎・輝季父子は、義昭入京以降は在京して活動していることが判る【11】。月斎は頭巾御免・清祓警護の吉田家の依頼等を義昭に取次いでいるが、川元奈々氏は義昭の申次は役職としての申次と、役職ではないが行為として申次を行う幕臣の二種があり、特に後者を義昭の「側近中の側近」と想定しており、兼右も義晴以来の老臣であった月斎の取次に期待したものと推察される。月斎の幕府内での活動は史料上明確ながら、輝季に關しては義昭の家臣歴名の三番衆に名を連ねたものの、具体的な活動としては清祓警護に際し、千秋月斎・細川藤孝・飯川秋

共・千秋輝季が関与しており【17】、この人々は吉田一族衆であり且つ幕臣^①という面々であろう。

元龜元年（一五七〇）六月十七日、千秋輝季は中御門宣教を通じて禁裏へ従五位上・刑部少輔への昇進を奏請し、勅許を賜った。【11・12】この時、兵法の師範であった上泉信綱も従四位下を奏請しており、信綱は約十日後に叙されている。奏請を行った中御門宣教も輝季の親族関係にあり、交流が見られる【6・18】^②ので、信綱の位階奏請は輝季の宣教の協力によるものと見て良からう。通例の場合、奉公衆千秋家の極位は従五位上で極官は刑部少輔であったが、先代の千秋晴季が正五位下に叙されているから、更なる昇叙の可能性もあった。^③

輝季は義昭（幕府）からではなく、中御門氏を通じて官位を奏請したことが窺われるが、木下聡氏によると義植期以降も幕府を介しての叙任が続けられる一方で、幕府を介さない例も前代に比して増加しており、大まかに公家・社寺を介してのルートがあるというから、輝季の官位奏請もこれに準拠する。但し大名ではなく奉公衆であり、奉公衆の類例は明確ではなく、また奉公衆とはいえ、平野卜部一族という公家衆の一族という特殊性にも留意する必要がある。

この奏請の約二か月後、上泉信綱・千秋輝季は元天台座主応胤親王（「梨門」）の御前や大秦真珠院において兵法演武を行っている【13・15】^④。拙稿でも指摘した様に応胤親王と輝季は既に面識があり【9】、官位奏請・御前演武共に、輝季は師匠である信綱を支えていたことが理解できる。信綱にとって大事な機会であろう親王御前演武に際して演武の相手となった輝季もまた、新陰流の剣術の技量は相当なものであったと推測される。十一月二十九日には輝季は言継から「愛洲葉」を貰っている【16】^⑤。また「愛洲葉」は打撲・外傷及び婦人病に効能のある葉で、上泉信綱が言継に調葉方法を再度にわたり伝授された経緯をもつ葉である。^⑥

その他、元龜元年（二年頃）の輝季の記録を見ると、祭祀・信仰に関することとして、旧主義輝の追善供養参詣【23】

や、千秋輝季・清原国賢共々、卜部一族として神籠社（神籠院・吉田兼俱）の祭祀への参列【36】が挙げられる。芸能に關しては、猿楽見物【14】音曲【18】、能見物【29】が挙げられる。武芸に關しては、上泉信綱から兵法を学んだ清原国賢と共に輝季は店屋での具足の見物【34】をしている。また輝季は国賢邸の屋根葺きに人足を派遣しており【21】、前述の「愛洲葉」の所望など、生活面での交流も窺える。その他には訪問・会食・談話の記事があり【19・20・25・30】、輝季の交流した人物は、吉田兼見、清原国賢、飯川秋共（飯治）¹⁸、上野信忠（上佐）、三淵秋豪（三弥）、三淵秋豪（三和）、寿命院聖碩（寿命）、南豊軒周超（南豊軒）等が挙がる。

奉公衆等の武家衆は勿論のこと、清原・吉田卜部氏などと親戚關係にある様に、公家衆との交流も保っており、輝季の武家衆・公家衆双方との繋がりを見ることが出来る。

明智光秀との交流

「国賢卿記」には輝季と明智光秀の交流の記事が散見される【20・31・32】。史料【19】は明智光秀訪問後の吉田兼右を千秋輝季と清原国賢が訪ねており、偶々とも見られるが、兼右を介して明智と千秋・清原が通じていた可能性もある。続いて元龜二年（一五七二）五月には千秋輝季が近江国志賀から上洛している【20】。

高柳光寿氏によると、元龜元年九月に志賀城を巡り浅井・朝倉と織田の攻防で織田方の志賀城主森可成が討死、九月二十三日には志賀城を回復した織田信長はその後に同城を修築したらしいこと、また元龜二年二月に浅井方の磯野員昌が降伏して近江高島へ退くに当たり丹羽長秀・堅田衆・明智光秀の間に交渉があることから、光秀が志賀郡を与えられたと推測しており、更に「元龜二年記」の記録（史料【31・32】に相当）から光秀は七月には志賀城に在城し所用によって上京することを指摘している¹⁹。史料【20】に注目すると千秋輝季が志賀から上洛して清原国賢を訪ねてい

るから、光秀・輝季・国賢の関係（輝季は光秀に従軍して討死【38】、国賢は輝季を同道して光秀を志賀に訪問【32】）を考えると、この時輝季は光秀を訪ねたものとも考えられ、五月の段階で光秀は志賀に居た可能性が指摘できる。

五月九日に志賀より上洛した輝季【20】は所用を済ませて【21】再び五月十二日には行き先は不明ながら「少下向」【22】しており、五月十九日には光源院殿（旧主義輝）追善供養に上洛しているから【23】、輝季は京と近江国志賀郡等に往来していたことが判る。尚、輝季が奉公衆であったこと、元龜三年（一五七二）二月の時点で吉田兼見をして輝季等が「帰京」したと記録されることから【37】、輝季の拠点は京中と考える。

史料【31】に「以千刑来向云」とある様に輝季は光秀と国賢の仲介をしている。一宿覚悟で下向した清原国賢は、光秀の多忙により結局城の大手口で移動中の光秀に「一札」するのみであるから【32】、輝季の同道は取次役を期待してのことであろう。

さて、足利義昭の奉公衆・奉行衆は、京都追放後も足利義昭に従う者⁽²⁰⁾と織田家に仕える者が知られ、織田家でも藤孝の様に重臣となった者や信長直臣となる者、明智光秀に仕える者等様々であり、幕臣一族からの光秀の麾下となつたと考えられる者に伊勢貞興・千秋輝季・諏訪飛騨守・御牧三左衛門等が知られ、細川藤孝は光秀の組下となっている。義昭に従つた三淵藤英・秋豪は光秀の預かりとなり、信長の命で切腹しており、輝季がこの様な状況で、光秀麾下となったことが染谷光広氏によって明らかにされているが、染谷氏は輝季については千秋月斎の子で幕臣であったことを推測した上で光秀麾下での戦死と、光秀によるその供養について記すのみである。

輝季が光秀に従軍して今堅田合戦で討死したことは既に知られているが、義昭と信長との対立が表面化した今堅田合戦において、輝季は突如として光秀に与したわけではなく、前述の様に元龜二年に遡る輝季と光秀の交流が基底にあったと、新たに指摘できよう。

輝季の討死

足利義昭と織田信長の対立により、義昭の命を受けた光浄院暹慶等が石山・今堅田に兵を集めると、織田信長は柴田・蜂屋・丹羽・明智等の諸將に命じ、元龜四年二月二十四日に石山城を攻めて二十六日にこれを降し、二月二十九日に今堅田城を陥落させた。⁽²²⁾ 明智光秀（織田方）に従った千秋輝季は勝戦において討死を遂げる【38】。そこで諸史料から合戦時における輝季の動向を見ておきたい。

①「兼見卿記」【38】

明智至今堅田手遣、彼在城責落、悉明智討取云々、此時千秋刑部少輔討死了、月齋愁嘆絶入了、不便之次第也、明智者数輩討死云々

②「信長公記」⁽²³⁾

二月廿九日辰剋、今堅田へ取懸け、明智十兵衛困舟を拵へ、海手の方を東より西に向つて攻められ候。丹羽五郎左衛門・蜂屋兵庫頭兩人者、辰巳角より戌亥へ向つて攻められ候。終に午剋に明智十兵衛攻口より乗破り訖。数輩切り捨て、これに依つて志賀郡過半相静まり、明智十兵衛坂本に在城なり。柴田修理・蜂屋兵庫頭・丹羽五郎左衛門三人帰陣候しなり。

③「明智軍記」⁽²⁴⁾

一方二ハ蜂屋兵庫・丹羽五郎左衛門ヲ先トシテ、同廿九日ノ早朝ニ堅田ノ南ナル松原ノ辺ニ舟ヲ寄、外郭ヲ打破ラント喚叫テ攻ニケリ。(中略) 明智十兵衛モ一方ノ大将トシテ、舟ヲ敵城ノ良ナル海上四五町外ニ漕並べ、棒火矢・乱火ナド云大鉄炮ヲ三十余挺、一度ニ城中へ打懸タリケレバ、小屋・城戸・櫓ナド十余箇所ニ火燃付キタルニ、折節北風吹キケルニ依テ、焰盛ンニ燃上ケルヲ、城中ノ者周章騒テ、敵ヲ可防事ヲ忘レ、火ヲ打消サント

闕ケルヲ、明智光秀遙カニ見テ、再拜ヲ取テ諸軍ヲ下知シ、急ギ舟共ヲ城際へ漕ギ寄サセ、十文字ノ鎌。鐘ヲ揃へ、堀ノ棟木ニ打掛曳々声ヲ出シ引ケレバ、堀七・八間倒シテ、石垣ノ下ニゾ落入ケル。寄手弥競進テ、石垣ヲ堀崩サント鉄炮ヲ取直シ、金手子ト号テ、石トモヲ刎破リタリケレバ、其跡平地トゾ成リニケル。明智此時軍勢ヲ励シ、真先ニ城中へ攻入。光秀其日ノ装束ニハ、丁子樺威ノ鎧、同毛ノ五枚甲ノ緒ヲ締、二間柄ノ直鎗打振りツ、溝尾庄兵衛茂朝、今嶺頼母為正ヲ左右ニ立防。敵ニ馳合、自身能武者三騎撞臥、アタリヲ払テ八面ニ当リ、陰ニ閉、陽ニ囲ミ、敵ヲ追靡ケ、味方ヲ下知シテ攻戦。明智弥兵次、三宅藤兵衛・藤田伝五・妻木主計・明智十郎左衛門・松田太郎左衛門・池田壺岐守・比田帶刀・明智次右衛門等時ニ門ヲ破リ、堀ヲ超テ無₍₂₅₎隙間ニ戦シカバ、城中ノ軍兵悉ク乱破テ、渡辺源兵衛・磯貝市正・沢田左助・和爾左京・中橋太郎助以下宗徒ノ勇士五十八騎、其外兵三百余人、各爰ニテ討ニケリ。

④ 「耶蘇会士日本通信」₍₂₆₎

信長の重立ちたる將軍二人中の一人なる柴田殿、約九日前五・六千人を率ゐて坂本より二レグワの堅田の城を攻めたり、同城は一向宗徒に属し、坊主の守将は戦争に熟達し、四時間餘戦ひしが、死者五百人、負傷者千餘人を出して、城は終に陥落せり、我等が美濃の国より帰りし時、坂本の城に在り、同地にて尊師を訪問せる公方様の家臣なるキリシタン此際殺されたり

⑤ 「福伝寺宝物縁起」₍₂₆₎

天正元年二月に義昭將軍、信長公と鉾楯に付、堅田に一城を築て、信長公の上洛を遮りと、めんとし給ふ節、当寺の先祖田中坊了仙に御加勢仕へき旨、顕如上人より御書を下し給りけれハ、師且十七人籠城し海手に向て防ぎ戦かふ、既に打取らんとしける処に、山の手の軍忽ちに破て城中に黒煙推しか、りけれハ、田中坊力及はず、

主従ちり／＼に落延ひけり、此ゆへに同九月に、明智数千騎にて田中の城を攻め破る、城主田中坊ハ切腹す、これに依て且多山田中坊一時に没落しけり

まず史料①『兼見卿記』には「彼在城賁落、悉明智討取云々」とあり、明智勢が主として今堅田城を攻略したこと、千秋輝季が討死したことに関する伝聞記事が記される。史料②「信長公記」では更に具体的に記され、辰刻、明智光秀が城の東方である琵琶湖上より、丹羽長秀・蜂屋頼隆が東南より城を攻撃し、午刻に至り光秀の軍勢が城内に突入、やがて落城した様である。戦後、光秀は坂本城に在城し、柴田・丹羽・蜂屋は帰国したという。

史料③「明智軍記」は、最古の版本が元禄六年（一六九三）であるからそれ以前の成立であり、内容から「信長公記」を中心に「朝倉軍談」・「江源武鑑」等を参照しているという軍記物語であるが、同書もまた明智光秀が琵琶湖側より城内に突入して落城させたと記している。史料④イエズス会士の通信文には「坂本より二レグワの堅田の城を攻めたり。同城は一向宗徒に属し坊主の守将は戦争に熟達し、四時間餘戦ひしが死者五百人負傷者千餘人を出して城は終に陥落せり。」とあり、四時間余りで落城したものの籠城勢の抗戦も知られる。後世の史料となるが、史料⑤「福伝寺宝物縁起」には、籠城方として参戦した田中坊了仙に主眼を置いた記述があり、それによると了仙は琵琶湖側を防御して善戦したものの、「山の手」より城が攻略された為に逃亡したとある。

次に諸書の比較検討を行っておきたい。史料②「信長公記」によれば辰刻に開戦し午刻に光秀が城内に入りやがて落城したというが、史料④「四時間餘戦ひしが（略）城は終に陥落せり」に大凡一致し、湖上から織田勢が攻めたこととは、史料⑤の籠城側の了仙が「海手に向て防き戦か」ったことから事実であろう。

これらの諸史料を総合すると、城兵も果敢に抗戦したものの、琵琶湖側からの明智光秀の攻め口より攻城戦が展開し、四時間程で「彼在城攻落、悉明智討取」（史料①）という様に今堅田城は落城に至ったと言えよう。

今堅田城落城後、織田信長は細川藤孝宛書状において「今堅田一揆成敗之儀ニ付て、世間之かほつきもかハるの由候、先々可然候哉」と述べており、この勝戦は織田家と將軍家との新たな関係を世間に認識させる意味で「画期的な合戦であったと思われる。こういった情勢の中、輝季は累代奉公の將軍家を離れ明智光秀に従い、討死を遂げるのであった。嫡男で当主であった輝季の訃報を聞いた月斎の様子は「愁嘆絶入」【38】³⁰⁾というものであった。遺族となった千秋月斎が、京都追放後の足利義昭に随従せずまた在京のまま義昭に仕えた形跡も見当たらないことから、熱田大宮司を輩出した奉公衆千秋刑部少輔家累代の奉公衆勤仕は、輝季の参戦と討死を以て一応の終結と認めてよからう。

明智光秀による供養

さて、史料①「明智者数輩討死」により明智方にも討死者がいたことが知られるが、明智光秀による供養により、今堅田合戦の討死者が知られる。次に史料「西教寺文書」³¹⁾を掲げる。

千秋形部	二月廿九日	壹斗貳升
井上勝介	二月廿九日	壹斗貳升
堀部市介	三月朔日	壹斗貳升
武藤助次郎		壹斗貳升
増位新太郎	二月廿九日	壹斗貳升
可兒與十郎	二月廿九日	壹斗貳升
木村次郎兵衛	三月朔日	壹斗貳升
中嶋左内	二月廿九日	壹斗貳升

佐藤又右衛門	二月廿九日	壹斗貳升
斎藤與左衛門	二月廿九日	壹斗貳升
同彦次郎	二月廿九日	壹斗貳升
久世城右衛門	二月廿九日	壹斗貳升
遠藤出羽	二月廿九日	壹斗貳升
鱸喜四郎	三月朔日	壹斗貳升
藤田伝七	二月廿九日	壹斗貳升
恩知左介		壹斗貳升
清水猪介	二月廿九日	壹斗貳升
中間		
甚四郎	三月朔日	壹斗貳升

以上十八人

右、討死之輩命日を靈供令寄進畢、仍如件、

咲庵

光秀（花押）

元龜四年五月二十四日

西教寺御納所

『大津市史』⁽³²⁾は本文書を「明智光秀供養米寄進状」と題し「明智光秀は足利義昭軍の守る今堅田城を攻撃した。写

真の文書はその際戦死した部下の菩提を弔うため、各々一斗二升の供養米を西教寺へ寄進したときのもので、部下思いの光秀の性格がうかがえる。なお、署名の右肩に記された「咲庵」は、彼の号であろうか。」と解説する。『西教寺の歴史と寺宝』⁽³³⁾は「この文書には「討死之輩、命日の為に靈供を寄進せしむ」とあるように、元龜四年五月二十四日、部下の靈を弔うために光秀は、各々一斗二升の供養米を西教寺へ寄進したのである。これには、たとえば「千秋形部二月廿九日 壹斗貳升」とかき出し順次、十八人の討死者の武士・中間（足輕）とも名前を並記し、二月二十九日、三月一日と命日まで明記するなど、光秀の部下を思う心情を表出させた文書で、彼の性格の一面を垣間見ることができよう。（略）今堅田の戦いのあと、三ヵ月後に坂本城もでき、一段落ついたところで光秀は西教寺に寄進状を出したものとと思われる」と解説する。

この様に本文書は光秀の慰霊という行為⁽³⁴⁾と慰霊を行った光秀の性格に注目されており、戦死者に関する論述は少なくその研究はあまり進んでいないと見て良からう。そこで「千秋形部」と記された千秋刑部少輔輝季との関連から同文書を見直してみたい。

この文書に記載された戦死者は、千秋形部、井上勝介、堀部市介、武藤助次郎、増位新太郎、可兒與十郎、木村次郎兵衛、中嶋左内、佐藤又衛門、斎藤彦次郎、久世城右衛門、遠藤出羽、鱸喜四郎、藤田伝七、恩知左介、清水猪介、中間・甚四郎の十八人で、命日である二月二十九日が十二名、三月朔日が四名、不記載が二名で、靈供は各人共に一斗二升づつである。「千秋形部」は史料①（12・38）により千秋刑部少輔輝季に比定され⁽³⁵⁾、「形部」の命日・二月二十九日は今堅田合戦の当日であり且つ「討死之輩」とあることから、やはり輝季が「討死」（史料①）であったことが裏付けられる。

名簿の順は命日の順でも靈供の多少でもない。本来「千秋刑部少輔」と記されるべき従五位上・千秋刑部少輔輝季

が筆頭であり、井上く清水までの名字を名乗る武士が続き、末筆の名字の記載がない中間・甚四郎が末席と見てよからう。井上く清水までの序列は不明ながら、官位を有する輝季が首席（筆頭）、中間・甚四郎が末席（末筆）という順序は明らかであろう。

これは元々千秋家が室町幕府の節朔衆・奉公衆という家格であり義昭の下でも輝季と光秀は同僚の関係であったこと、光秀の惟任賜姓・日向守任官は天正三年であり、元龜四年時点では輝季は官位に関しては光秀より上位であるから、同文書に記された光秀家臣団の中では高位と推測されるが、或いは輝季は家臣というより客將的存在³⁶であったとも考えられる。すると「千秋刑部少輔」を「千秋形部」と記したことについて、誤記以外の意味を考えるならば、輝季を他の家臣団とは別格として憚った為の記述とも考えられよう。

三、おわりに

編年整理した史料を基に千秋輝季の生涯を通覧した。輝季は父晴季同様公私共に一族関係を基盤として公家・武家社会共に人脈を広げ、足利義輝・義昭二代にわたり申次・奉公衆として仕えたが、足利將軍家・織田信長に仕えた明智光秀との関係を深め、足利・織田が対立すると光秀に従軍して討死を遂げた。大凡三番衆に固定化されていた千秋刑部少輔家であったが、輝季が義輝の二番衆から申次職へ拔擢され、義昭期には元の三番衆へ異動している点や、輝季の官位昇進が公家中御門氏を通じて行われている点等は室町幕府末期の奉公衆体制を考える上で課題となり得よう。

奉公衆千秋家最後の当主であった輝季が織田信長と足利義昭の対立において織田方に与して討死し、遺族となった千秋月齋がその後も足利義昭に臣従していた形跡も見当たらないことは、織田信長と足利義昭の対立過程において、

千秋家は累代の將軍家奉公を止めたものと看取できる。これは室町時代の熱田大宮司家一族が幕府奉公衆家でもあったことを特徴と考えると重視されよう。

註

- (1) 拙稿「室町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族、千秋輝季について」(『皇學館論叢』四六一―二、平成二十五年)
- (2) 拙稿「上泉信綱と千秋輝季の關係について(上)」(『皇學館論叢』四七一―一、平成二十六年)「上泉信綱と千秋輝季の關係について(下)」(『皇學館論叢』四七二―二、平成二十六年)
- (3) 千秋輝季一人物の史料集であることは前掲註(1) 拙稿参照、本稿の史料集も前掲註(1) 拙稿のものをを用いている。
- (4) 拙稿「室町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族千秋晴季(月斎)について」(『神道史研究』五十八―二、平成二十二年)及び前掲註(1) 論文。
- (5) 長節子「所謂「永祿六年諸役人付」について」『史学文学』四卷一号、黒嶋敏「光源院殿御代当參衆」を読む―足利義昭の政權構想―」(『東京大学史料編纂所研究紀要十四号』平成十六年)、「永祿六年諸役人附」(『群書類従 二十九卷』所収)。
- (6) 木下昌規「織田権力の京都支配」(戦国史研究会編『織田権力の領域支配』岩田書院 平成二十三年)の「表3」参照。後に木下昌規「戦国期足利將軍家の権力構造」(岩田書院 平成二十六年)所収。
- (7) 村井祐樹「東京大学史料編纂所所蔵影写本「兼右卿記」(上)」(『東京大学史料編纂所研究紀要十八号』平成二十年)、「東京大学史料編纂所所蔵影写本「兼右卿記」(下)」(『東京大学史料編纂所研究紀要二十号』平成二十二年)
- (8) 前掲註(7)「兼右卿記」
- (9) 『鯖江市史 通史編上巻』(鯖江市 平成五年)

- (10) 川元奈々「將軍足利義昭期における幕府構造の研究―奉公衆を中心として―」（『織豊期研究 十二号』平成二十二年）
- (11) 千秋・細川・飯川が吉田卜部氏と親戚関係にあることは、前掲註（1）拙稿参照。
- (12) 前掲註（1）（2）拙稿
- (13) 前掲註（4）拙稿
- (14) 木下聡「統一政権と武家官位」（初出 平成二十一年）『中世武家官位の研究』（吉川弘文館 平成二十三年）所収。
- (15) 拙稿「上泉信綱小考」（『皇學館論叢』四十七―六 平成二十六年）
- (16) 前掲註（15）拙稿
- (17) 前掲註（15）拙稿
- (18) 金子拓「室町幕府最末期の奉公衆三淵藤英」（『東京大学史料編纂所研究紀要 第十二号』）に「輝季は枝賢妹を室としていたので、彼もまた清原家の縁者である」との、輝季と国賢との交流に関する指摘がある。
- (19) 高柳光寿『明智光秀』（吉川弘文館 昭和三十三年）。尚、高柳氏は千秋輝季と共に志賀の光秀を訪ねた『元龜二年記』の筆者を不明ながら公家衆と推測した。その後『史料纂集 慶長日軒録』に「国賢卿記（抄）」が収録され、前掲註（18）金子氏論文により「国賢卿記（抄）」が「元龜二年記」に相当しその筆者が清原国賢である旨が明証された。本論の「元龜二年記」の記録（史料【31・32】に相当）の表現はこれによる。
- (20) 藤田達生『証言本能寺の変 史料で読む戦国史』（平成二十二年）によると備後鞆幕府では五十名程の幕臣の活動が知られる。
- (21) 染谷光廣「織田政権と足利義昭の奉公衆・奉行衆の関係について」（藤木久志編『戦国大名論集十七 織田政権の研究』吉川弘文館 昭和六十年）
- (22) 前掲註（19）高柳氏著書、『大日本史料第十編の十四』（東京大学出版会 昭和四十六年）天正元年二月二十六日条にも史料群が纏められている。

(23) 奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記 角川日本古典文庫』(角川書店 平成四年)

(24) 二木謙一監修『明智軍記』(新人物往来社 平成七年)。

(25) 「日本耶穌会年報」、東京大学史料編纂所編『大日本史料第十編之十四』(昭和五十二年 東京大学出版会) 天正元年二月二十
六日条所収。

(26) 志賀町史編集委員会編『志賀町史 第四卷』(滋賀県志賀町 平成十六年) 所収文書

(27) 前掲註(24)『明智軍記』の解説による。

(28) ほかに『明智物語』(関西大学中世文学研究会編『明智物語 内閣文庫蔵本』(和泉書院 平成八年))には、「元龜四年、義昭公御謀叛ノ時、江州堅田ノ城ニ磯貝新右衛門尉ヲ大将ニテ五六百人籠ヲカレケレバ、日向守打向ヒ、海手ノ方ヨリ推寄セ、採ニモンデ攻タマヒケル。明智其日ノ装束ニハ、黒糸威ノ鎧ヲ被、イカ物作ノ太刀ヲハキ、黒キ馬ノ八寸計リ成ニ金覆輪ノ鞍置テ乗給ヒ、士卒ニ下知セラレケルハ、「南ノ方ヨリハ丹波五郎左衛門・蜂屋兵庫寄ラレタリ。先ヲ越サレテハ口惜キ次第也。是程ノ小城ヲ攻落サデハ在ベキカ。懸カレヤ、カ、レ」ト下知シ給ヘバ、早リ雄ノ若者トモ喚キ叫ンデ責入ケレバ、ナジカハ以テタマルベキ、時日ヲ不移責落シ、頸百八十討取、其外彼是手合テ頸數三百余」とあり、『明智軍記』と光秀の装束の記述を除きはば同様である。

同書の青木昆氏の解説によると「この物語の成立は、その序によつて、土岐定明の家臣森四郎左衛門秀利が慶長十九年冬齡八十二にして土岐・明智累祖の事を語り始め、不十分の思いに時を過ごすうち正保四年に至り、終に子孫のためこれを『明智物語』と名付けて上・下二巻にまとめたものだと述べられている」という軍記物語である。

(29) 「細川文書」、東京大学史料編纂所編『大日本史料第十編十四』天正元年二月二十六日条所収

(30) 吉田兼見は、嫡男輝季の訃報を聞いた父・千秋月斎の悲しみ様を「愁嘆絶入了、不便次第也」と記したが、同じく『兼見卿記』元龜四年一月十日条には「辰刻家君御事也、各絶入悲了」と、兼見の父兼右(家君)薨去の記事が短く記される。「愁嘆絶入」

千秋輝季の伝記的研究(伊藤)

「絶入悲了」の「絶入」という表現の共通性に注目すると、「不便之次第」【38】との感想もまた、兼見の偽らざる心境であろう。

(31) 『西教寺文書』、東京大学史料編纂所編『大日本史料第十編十四』天正元年二月二十六日条所収

(32) 『新修大津市史』(大津市役所 昭和五十五年) 第一部第四章。

(33) 『西教寺の歴史と寺宝』(西教寺 平成元年) 木村至宏執筆「第五章」参照。

(34) 同文書は中世期における味方戦死者慰霊の具体的史料として注目されている(谷口雄太「中世における味方戦死者の慰霊顕彰」『桔梗第二十五号』明智光秀公顕彰会 平成二十七年)。

(35) 前掲註(31)『大日本史料』では、「歴名土代」の輝季の「同四、三、、討死」の記事を引用して、「西教寺文書」の「千秋形」[刑]部が輝季であることを示している。

(36) 木下昌規氏は、義昭の京都追放後も在京した旧幕府衆が「公方衆」「奉公衆」として織田信長に「一種の客分待遇として扱われたのであろう」と指摘している(木下昌規「室町幕府最末期の將軍権力」『戦国期足利將軍家の権力構造』(岩田書院 平成二十六年) 所収、初出平成二十三年)。

千秋輝季編年史料集

番号	年号	年月日	名称	記事／史料／典拠
1	永祿	元年（二五五八）七月十一日	御室之兒	奉公千秋子の御室之兒。伏見殿宴席に列す。（奉公千秋子、原本では割注） 伏見殿へ父子参、（略）申下刻御盃始、御人数、李部王、若宮、（略）、青連院御兒、（略）御室之兒奉公衆千秋子、伺候也。
2	永祿	元年（二五五九）十二月十七日	藤輝秀	藤原輝秀（千秋輝季か）従五位下に叙さる。 藤輝秀、同元・十二・二十七。
3	永祿	二、四年	千秋次郎	千秋次郎、義輝二番衆を勤む。 二番、（略）千秋次郎
4	永祿	二年（二五五九）十月十三日	節朔衆千秋	山科言繼、武家父子祝に参賀。奉公衆等御供中に節朔衆千秋氏あり。 暮々広橋並相令同道武家へ参、御家之間各奉公衆被参（略）申次荒川治部少輔（略）節朔衆千秋（略）
5	永祿	四年（一五六一）七月十二日	千秋次郎	千秋次郎、三好亭御成に参列す。 千秋次郎、三好亭御成に参列す。 一番御供衆走衆まで、二番御供衆御部屋申次衆攻衆。三番御供衆上池院、四番右筆方、五番御部屋衆申次、攻衆。是は臺之御通也。千秋次郎左へおさめられ候へど。依無案内臺取不申退出也。已後上民あげられ申候也。 中御門、千秋次郎、言繼を訪問し、言経瓜を振る舞う。 中御門、千秋次郎被来、倉部瓜振舞了
6	永祿	六年（一五六三）六月一日	千秋次郎	千秋左近將監輝秀（輝季）、義輝申次を勤む。 申次（略）千秋左近將監輝秀
7	永祿	六・七年	千秋左近將監輝秀	山科言繼ら武家参賀。申次衆・千秋輝季も同席す。 武家に参、（略）御供衆（略）千秋左近
8	永祿	七年（一五六四）二月二十四日	千秋左近	山科言繼、輝季等梨門に於いて具を見物す。 梨門へ参、同具御一覽御望之間召寄了（略）千秋左近
9	永祿	八年（一五六五）八月十六日	千秋左近	千秋輝季、月斎父子とその親族飯川秋共、義昭奉公衆三番衆に編制される。 三番（略）千秋左近將監飯川治部少輔秋共（略）千秋月斎
10	永祿	八年八月六日、十一月十五日の間	千秋左近將監	飯川治部少輔秋共（略）千秋月斎
11	元龜	元年（二五七〇）六月十七日	ほうこうのせんしゅう	千秋輝季、中御門氏申次にて従五位上加級と刑部少輔任官を奏請し勅許を賜う。上泉信綱は越階にて勅許せられず。 ほうこうのせんしゅうしゅうこい上のかきうときやうふと申。ちよつきよあり。中の御かと申つき。かめいつみは申やうおつかいて。ちよつなし。
12	元龜	元年六月十八日	千秋藤輝季	藤原輝季、従五位上に叙され同日刑部少輔に任ぜらる。元龜四年三月討死。 千秋藤輝季。元龜元・六・十八、同日刑部少輔。同四・三・討死。
13	元龜	元年八月十日	千秋刑部少輔	千秋輝季と大胡武蔵守、梨門に参じ兵法を披露す。 梨門へ御殿乞に参、御盃被下之、御約束之小き錫杖被下之、次千秋刑部少輔、大胡武蔵守参、へいはう被御覧了

千秋輝季の伝記的研究（伊藤）

28	元亀	二年 六月二十七日	千刑	千刑令同道三弥へ行、次三弥令同道行上佐、三弥晚齋可振舞之由云了、即各令同道又行三弥、及黄昏帰宅	国
27	元亀	二年 六月二十五日	千刑	清原国賢、千秋輝季を伴い三淵秋豪を訪ねる。 千刑令同道吉田へ行、及晚帰宅	国
26	元亀	二年 六月二十四日	千刑少	千秋輝季、清原国賢を訪ねる。 千刑少来	国
25	元亀	二年 六月九日	千刑	千秋輝季、清原国賢を訪ねる。 千刑来臨	国
24	元亀	二年 五月二十八日	千刑	京治・飯治・千刑・上佐二朝飯有之。 千秋輝季、清原国賢・飯川秋共逢と会食する。	国
23	元亀	二年 五月十九日	千刑	清原国賢、千秋輝季と共に光源院殿（足利義輝）追善を拝観す。 光源院殿御追善、於相国寺陸坐拈香有之、千刑令同心見物二行、次御成主君香、直垂立烏帽子、御輿、御伴衆細右・上佐	国
22	元亀	二年 五月十二日	千刑少	千秋輝季、下向す。 喝食御乳等相伴、千刑少下向	国
21	元亀	二年 五月十日	千刑	蓋屋、上佐中間向人葺屋二雇之、千刑・吉侍一人中間小者手伝之	国
20	元亀	二年 五月九日	千刑	千秋輝季、近江国志賀より上洛し清原国賢を訪ねる。 次千刑従志賀来	国
19	元亀	二年 一月二十二日	千秋刑部	家君御帰宅、清少納言・千秋刑部来り	兼
18	元亀	二年（一五七） 一月十三日	千秋刑部少輔	清原国賢・千秋刑部輝季、明智光秀見舞から帰宅の吉田兼右を訪ねる。 中御門、畠山次郎、千秋刑部少輔、速水彦太郎、仏師兵部卿等来談、音曲等有之、	言
17	元亀	元年 十二月二十三日	千秋刑部	輝季、中御門、畠山、速水、言継、雑談のち音曲を奏す。 清祇之当日誓固之事申入武家御所之处、細川兵部大輔、二可被仰之旨仰也、以月齋令披露了、飯川治部、清少、千秋刑部、盛方院来り、	兼
16	元亀	元年 十一月二十九日	千秋刑部少輔	石清水八幡宮清祇警護につき、飯川秋共・清原国賢・千秋輝季・盛方院吉田浄勝ら吉田兼見を訪ねる。 千秋刑部少輔、愛洲薬所望之間一包遣之	言
15	元亀	元年 八月十九日	千秋	輝季、山科言継に愛洲薬を所望す。言継これを進呈す。 次各令同道帰宅了、於路次太秦真珠院へ立寄、酒有之、千秋、大胡、鈴木等兵法有之、各見物了	言
14	元亀	元年 八月十八日	千秋刑部少輔	山科言継、大胡武蔵守、輝季を連れて猿楽を見物す。 千秋刑部少輔、大胡武蔵守、鈴木、等来、令同道葉室へ罷向、先小遣有之、次於御雲猿楽五番有之、各見物罷向 山科言継等、葉室よりの帰路、真珠院に於いて酒宴有り。千秋、大胡、鈴木ら兵法を披露して言継等見物する。	言

千秋輝季の伝記的研究（伊藤）

39	元亀 四年 五月二十四日	千秋形部	千秋形部	清原国賢、千秋輝季を伴い賀茂にて能見物をす。 千刑、令同道賀茂へ能見物二行、四番果帰。 千刑、令同道三大母儀許へ行、他出、次行継母所、客来云。	西
38	元亀 四年（一五七三） 二月二十九日	千秋刑部少輔	明智光秀、近江国今堅田城を攻略す。この時千秋輝季討死。千秋月斎愁嘆絶入り、吉田兼見「不便の次第」と日記に記す。 明智至今堅田手遣、彼在城責落、悉明智討取云々、此時千秋刑部少輔討死、月斎愁嘆絶入り、不便の次第也、明智者数輩討死云々	兼	
37	元亀 三年 二月二十日	千刑	清少・千刑、斎了帰京了	兼	
36	元亀 三年 二月十九日	千刑部	千秋輝季、清原国賢、吉田兼俱正忌参列の為、吉田家へ赴く。 神龍社参、御正月也、神龍院へ齋料申付了、千刑部、清少来	兼	
35	元亀 三年（一五七二） 一月九日	千刑部	南豊軒、千刑部、寺内来	兼	
34	元亀 二年 八月二十二日	千刑	清原国賢、千秋輝季、小文を伴い店屋にて具足を見る。 千刑、小文令同道、店屋具足見之	国	
33	元亀 二年 八月十五日	千刑	三淵藤英、吉田侍従、千秋輝季、寿命院ら清原国賢を訪ねる。 三和、吉侍、千刑、寿命来臨、暫雑談	国	
32	元亀 二年 七月四日		明十兵又出京候旨、大手口へ出向、一礼、次予上落、直二吉田へ参（略） 清原国賢、明智光秀に面会	国	
31	元亀 二年 七月三日	千刑	清原国賢、千秋輝季を伴い、近江志賀の明智光秀を訪ねる。 千刑、令同道至江州、志賀城登山、明十兵出京之由、於路次離間及兼故、一宿覺悟故下向、及晚明十兵帰城、日晚之間内二見舞二来之由、以千刑来向云、今夜不对面	国	
30	元亀 二年 七月一日	千刑	清原国賢、千秋輝季を伴い三淵藤英の母を訪ねる。	国	
29	元亀 二年 六月二十九日	千刑	清原国賢、千秋輝季を伴い賀茂にて能見物をす。 千刑、令同道賀茂へ能見物二行、四番果帰。 千刑、令同道三大母儀許へ行、他出、次行継母所、客来云。	国	

史料略号 言・言繼卿記、歴、歴名在代、貞一貞助記、三、三好筑前守善長朝臣季江御成之記、永一永禄六諸役人付、滿・お湯殿の上日記、兼、兼見卿記、国、国賢卿記、西、西教寺文書